

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会の常勤役員及び統括参与（以下「常勤役員等」という。公益法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）の規定に基づき派遣される職員で、常勤役員等の職にあるものは除く。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 常勤役員等には、この規則により報酬を支給する。

(報酬額)

第3条 常勤役員等に対する報酬は、月額465,000円とする。

(期末手当)

第3条の2 常勤役員等で6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前の1月以内に退任し、又は死亡した者についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、別表の割合を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月以上6月未満 100分の80
- (3) 3月以上5月未満 100分の60
- (4) 3月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（第1項後段に規定する者にあつては、退任し、又は死亡した日現在）において常勤役員等が受けるべき報酬の月額に、100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。

(通勤手当)

第4条 常勤役員等には「通勤手当」を支給する。

2 前項の通勤手当の額は、職員給与規則の例による。

(支払い方法)

第5条 常勤役員等の報酬、期末手当及び通勤手当の支払い方法は、職員給与規則の例による。

(旅費)

第6条 常勤役員等が業務のため旅行したときは、その旅行について旅費を支給する。

2 旅費の額及び支給方法は、旅費規則の例による。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 15 年 6 月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 2 平成 15 年 6 月に支給する期末手当に関する第 2 条の規定による改正後の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則第 3 条の 2 第 2 項の規定の適用については、同項中「6 月以内」とあるのは「3 月以内」と、同項第 1 号中「6 月」とあるのは「3 月」と、同項第 2 号中「5 月以上 6 月未満」とあるのは「2 月 15 日以上 3 月未満」と、同項第 3 号中「3 月以上 5 月未満」とあるのは「1 月 15 日以上 2 月 15 日未満」と、同項第 4 号中「3 月未満」とあるのは「1 月 15 日未満」とする。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必用な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定については、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則にかかわらず、これらの規定により算出される平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額(以下のこの項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、平成 21 年 12 月に支給する期末手当は、支給しない。

(1) 平成 21 年 4 月 1 日において常勤役員が受けるべき報酬月額

に 100 分の 0.21 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、報酬をされなかった期間その他会長が別に定める期間がある常勤役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して会長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

- (2) 平成 21 年 6 月に支給された期末手当の額に 100 分の 0.21 を乗じて得た額

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬に関する規則にかかわらず、これらの規定により算出される平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合においては、調整額が基準額以上となるときは、平成 22 年 12 月に支給する期末手当は、支給しない。

- (1) 平成 22 年 4 月 1 日において常勤役員が受けるべき報酬月額に 100 分の 0.4 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、報酬額を支給されなかった期間その他会長が別に定める期間がある常勤役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して会長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

- (2) 平成 22 年 6 月に支給された期末手当の額の合計額に 100 分の 0.4 を乗じて得た額

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

（平成 23 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成 23 年 12 月に支給する期末手当の額は、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則にかかわらず、これらの規定により算出される平成 23 年 12 月に支給する期末

手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合においては、調整額が基準額以上となるときは、平成２３年１２月に支給する期末手当は、支給しない。

(1) 平成２３年４月１日において常勤役員が受けるべき報酬月額に１００分の０．３６を乗じて得た額に、同年４月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、報酬額を支給されなかった期間その他会長が別に定める期間がある常勤役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して会長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成２３年６月に支給された期末手当の額の合計額に１００分の０．３６を乗じて得た額

（委任）

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成２７年３月１６日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２７年４月１日から施行する。

（適用）

2 第１条の規定による改正後の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則（以下「改正後の役員報酬等規則」という。）の規定は平成２６年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の役員報酬等規則の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された期末手当は改正後の役員報酬等規則の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成２８年１月１４日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２８年４月１日から施行する。

（適用）

2 第１条の規定による改正後の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則（以下「改正後の役員報酬等規則」という。）の規定は平成２７年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の役員報酬等規則の規定を適用する場合においては、第

1 条の規定による改正前の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された期末手当は改正後の役員報酬等規則の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年2月7日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則(以下「改正後の役員報酬等規則」という。)の規定は平成28年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の役員報酬等規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された期末手当は改正後の役員報酬等規則の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年3月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則(以下「改正後の役員報酬等規則」という。)の規定は平成29年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の役員報酬等規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議

会役員報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された期末手当は改正後の役員報酬等規則の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年3月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則(以下「改正後の役員報酬等規則」という。)の規定は平成30年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の役員報酬等規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された期末手当は改正後の役員報酬等規則の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年3月28日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則(以下「改正後の役員報酬等規則」という。)の規定は令和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の役員報酬等規則の規定を適用する場合には、第

1 条の規定による改正前の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された期末手当は改正後の役員報酬等規則の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 3 月 2 6 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

- 2 第 1 条の規定による改正後の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則(以下「改正後の役員報酬等規則」という。)の規定は令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の役員報酬等規則の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された期末手当は改正後の役員報酬等規則の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 3 月 1 9 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

- 2 第 1 条の規定による改正後の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則(以下「改正後の役員報酬等規則」という。)の規定は令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の役員報酬等規則の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された期末手当

は改正後の役員報酬等規則の規定による期末手当の内払とみなす。
(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、
会長が別に定める。

別表（第3条の2関係）

支給月	6 月	1 2 月
割 合	1 0 0 分 の 1 2 0	1 0 0 分 の 1 2 0